

第7 保 安 行 政

第7 保安行政

火薬類及び高圧ガス・液化石油ガスの製造・販売・貯蔵等の許認可事務を行うとともに、火薬類及び高圧ガスの製造所・貯蔵所等に立入り「製造施設等の維持状況、保安管理体制」の検査、指導を行っている。また、一般高圧ガス販売所に立入り法令の遵守状況について及び液化石油ガス販売所等に立入り「LPガス消費家庭の保安点検状況、保安啓発状況」について検査・指導を行うとともに、(一社)広島県LPガス協会、(一社)広島県火薬類保安協会等産業保安の各種協会と連携し、事業所に対して危害予防啓発を行い、災害の防止と公共の安全の確保に努めている。

平成17年度からは、広島県分権改革推進計画に基づき、火薬類及び高圧ガス関係事務について、免状交付等の一部の事務を除き市町への移譲を進めており、平成20年4月にはすべての市町への移譲が完了した。

産業保安行政の体系については下記のとおりである。

(産業保安行政体系図)



広島県分権改革推進計画に基づく火薬類及び高圧ガス関係事務の移譲の状況については、下記のとおりである。なお、広島市については、火薬類は平成29年4月1日から、高圧ガスは平成30年4月1日から、液化石油ガスについては令和5年4月1日から法定移譲されている。

市 町 名	移 譲 時 期
三次市・庄原市	平成17年10月1日
竹原市・東広島市・大崎上島町	平成18年4月1日
広島市・海田町・熊野町・坂町・呉市・尾道市・大竹市・江田島市	平成19年4月1日
安芸高田市	平成19年10月1日
三原市・福山市・府中市・廿日市市・府中町・安芸太田町・北広島町・世羅町・神石高原町	平成20年4月1日

(実際の事務は市町を所管する消防本部(局)が実施。)

1 火薬類・猟銃保安

(1) 火薬類・猟銃等規制の目的

火薬類は爆発や火災等の潜在的危険性を有しているため、「火薬類取締法」に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費を規制し、災害の防止と公共の安全を確保することを目的としている。

また、猟銃等については、「武器等製造法」に基づき、製造、販売等を規制し、公共の安全を確保することを目的としている。

(2) 火薬類・猟銃等関係事業所の概要

火薬類取締法及び武器等製造法に基づく事業所数及び貯蔵箇所数は第1表及び第2表のとおりである。

第1表 火薬類等関係事業所数

(令和6年3月31日現在)

区 分	種 類 別	事 業 所 数		
		県 所 管	市町所管	計
火 薬 類 製 造	産 業 火 薬 (※)	－	1	2
	煙 火	－	1	1
	計	－	2	3
火 薬 類 販 売	産 業 火 薬 類	－	10	10
	実包及び猟用火薬類	－	5	5
	建設用鋳打銃用空包	－	0	0
	船 舶 用 火 工 品	－	12	12
	煙 火	－	3	3
	競 技 用 紙 雷 管	－	33	33
	計	－	63	63
猟 銃 等 製 造 販 売	製 造 (修 理) 販 売	6	－	6
	製 造 の み	0	－	0
	販 売 の み	4	－	4
	計	10	－	10

(※) 経済産業省所管 1事業所

第2表 火薬類関係貯蔵箇所数

(令和6年3月31日現在)

種 類 別	業 種 別	棟 数
1 級 火 薬 庫	火薬類製造	24
	火薬類販売	25
	採 石	2
	鉱 業	8
	計	59
3 級 火 薬 庫	火薬類製造	3
	火薬類販売	2
	そ の 他	2
	計	7
水 蓄 火 薬 庫	火薬類製造	1
実 包 火 薬 庫	火薬類販売	2
煙 火 火 薬 庫	火薬類製造	6
	火薬類販売	3
	そ の 他	4
	計	13
合 計		82
火 薬 庫 外 貯 蔵 所	火薬類販売	30
	そ の 他	32
合 計		62

注：事務移譲を行った市町が所管。

(3) 火薬類・猟銃等許認可状況

火薬類取締法及び武器等製造法に基づく令和5年度の許可件数は第3表のとおりである。

第3表 火薬類等関係許可件数

許 可 区 分			許 可 件 数
火 薬 類	販 売 営 業 （ 火 工 品 ）		0
	譲 渡		13
	譲受（単独）	1. 火工品のみ	13
		2. 1.以外の25 k g 以下	4
		3. 1.及び2.以外	5
		計	22
	譲受・消費	1. 火工品のみ	6
		2. 1.以外の25 k g 以下	3
		3. 1.及び2.以外	55
		計	64
消 費		1	
その他の許可	製 造 施 設 変 更	0	
	火 薬 庫 設 置	0	
	火 薬 庫 変 更	3	
	煙 火 消 費	128	
	火 薬 類 販 売	0	
	廃 棄	3	
	輸 入	0	
	危 害 予 防 規 程	0	
	計	134	
武器等	猟 銃 等 製 造	0	
	猟 銃 等 販 売	0	
	合 計	0	

注：「火薬類」は、事務移譲を行った市町が実施。

(4) 火薬類免状交付状況

火薬類取締法に基づく令和5年度の免状交付件数は第4表のとおりである。

第4表 火薬類取扱保安責任者免状交付件数

免 状 交 付 数	免 状 再 交 付 数	計
75	7	82

(5) 火薬類・猟銃等保安対策

火薬類並びに猟銃等による災害防止と盗難防止を図るため、火薬庫の保安検査（完成検査含む）並びに販売所・消費場所等の立入検査及び猟銃等の立入検査を行った。令和5年度の実施件数は第5表のとおりである。

第5表 火薬類・猟銃等 保安・立入検査実施件数

	消費場所	火薬庫	火薬庫外貯蔵所	販売所・製造所	計
火薬類（保安検査）	－	29	－	1	30
火薬類（立入検査）	63	76	50	32	221
猟銃等	－	－	－	10	10

注：「火薬類」は、事務移譲を行った市町が実施

(6) 火薬類事故発生件数

令和5年の火薬類事故発生件数は2件である。

近年の事故発生状況は第6表のとおり、年間0～4件の間で推移している。

第6表 火薬類事故発生件数

区 分 \ 年 別	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5
火薬類事故件数	3	4	1	1	1	0	0	1	2	2
産 業 火 薬	0	2	0	0	0	0	0	1	0	1
煙 火	3	1	0	1	1	0	0	0	2	0
そ の 他	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1

2 高圧ガス保安

(1) 高圧ガス規制の目的

高圧ガス保安法は、爆発や火災等の危険性を有している高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、消費等を規制するとともに、事業者等による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、災害の防止と公共の安全を確保することを目的としている。

また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）は生活の用に供する液化石油ガスの販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害の防止と取引の適正化を図ることを目的としている。

(2) 高圧ガス関係事業所（令和6年3月31日現在）

高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に基づく製造、販売、貯蔵、消費等の許可・届出等事業所は第7表及び第8表のとおりである。

第7表 高圧ガス関係事業所（高圧ガス保安法関係）

種 別	ガスの種類の別	許可・届出	事業所数		
			県	市町	合計
第一種製造事業所 （法第5条第1項）	特定	許可	8	－	8
	一般		－	166	166
	L P		－	73	73
	一般・L P兼業		－	12	12
	冷凍		－	57	57
	計		8	308	316
第二種製造事業所 （法第5条第2項） ※在宅酸素を除く。	一般	届出	－	491	491
	L P		－	6	6
	一般・L P兼業		－	3	3
	冷凍		－	1,491	1,491
	計		－	1,991	1,991
販売所 （法第20条の4）	一般	届出	－	1,535	1,535
	L P		－	381	381
	一般・L P兼業		－	126	126
	冷凍		－	136	136
	計		－	2,178	2,178
第一種貯蔵所 （法第16条）	一般	許可	－	60	60
	L P		－	52	52
	一般・L P兼業		－	29	29
	計		－	141	141
第二種貯蔵所 （法第17条の2）	一般	届出	－	247	247
	L P		－	31	31
	一般・L P兼業		－	45	45
	計		－	323	323
特定高圧ガス 消費事業所 （法第24条の2）	一般	届出	－	146	146
	L P		－	58	58
	一般・L P兼業		－	6	6
	計		－	210	210
容器検査所（法第49条第1項）		登録	32	13	45
合 計			40	5,164	5,204

第8表 液化石油ガス関係事業所（液化石油ガス法関係）

事業所区分	登録・認定等	事業所数		
		県	広島市	計
液化石油ガス販売事業者	登録	261	62	323
液化石油ガス販売事業所		290	64	354
認定販売事業者	認定	21	7	28
保安機関		296	55	351
充てん事業者（バルクローリー）	許可	13	4	17
特定供給設備		24	7	31

(3) 高圧ガス関係（高圧ガス保安法、液化石油ガス法）許可・届出等件数

令和5年度における許可・届出等件数は第9表及び第10表のとおりである。

第9表 高圧ガス関係許可件数
（高圧ガス保安法関係）

種別	区分	件数		
		県	市町	計
製造許可	特定	0	－	0
	一般	－	2	2
	L P	－	1	1
	冷凍	－	0	0
貯蔵所許可		－	9	9
製造変更許可	特定	20	－	20
	一般	－	45	45
	L P	－	26	26
	冷凍	－	1	1
貯蔵所変更許可		－	3	3

第10表 液化石油ガス関係許可等件数
（液化石油ガス法関係）

事業所等区分	件数		
	県	広島市	計
液化石油ガス販売事業の登録	0	0	0
保安機関の認定	1	0	1
保安機関の更新認定	88	17	105
一般消費者等の数の増加の認可	2	0	2
液化石油ガス販売事業者の認定	3	0	3
充てん設備の許可	1	0	1
充てん設備の変更許可	2	0	2
貯蔵施設、特定供給設備の許可	1	0	1
貯蔵施設、特定供給設備の変更許可	4	5	9

(4) 免状の交付

令和5年度の高圧ガス製造保安責任者免状、高圧ガス販売主任者免状及び液化石油ガス設備士免状の交付件数及び交付累計は第11表のとおりである。

第11表 免状交付件数

種類	区分	免状交付	免状再交付	合計
乙種化学		22	0	22
乙種機械		60	2	62
丙種化学（液化石油ガス）		36	0	36
丙種化学（特別試験科目）		56	2	58
第2種冷凍		24	0	24
第3種冷凍		74	2	76
第1種販売		36	0	36
第2種販売		86	5	91
液化石油ガス設備士		59	5	64
合計		453	16	469

(5) 立入検査等

- ア 高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に基づく許可を受けた事業者は、完成検査に合格した後でなければ施設を使用してはならないこととされており、これらの規定に基づく完成検査を適宜行っている。
- イ 高圧ガス保安法の第一種製造事業所及び液化石油ガス法の充てん設備について、製造のための施設の位置、構造及び設備に係る基準適合状況について検査するために、定期的に保安検査を行っている。
- ウ 高圧ガスの輸入をした者は、輸入検査に合格した後でなければ移動してはならないこととされており、これらの規定に基づく輸入検査を適宜行っている。
- エ 災害の発生の防止のため、製造事業所、貯蔵所、消費事業所、販売店等に定期的に立入検査を行い、関係帳簿等を検査している。また、高圧ガス移動車両について、関係機関と合同で毎年路上検査を行っている。令和5年度に実施した保安検査等実施件数は第12表及び第13表のとおりである。

第12表 高圧ガス保安法に基づく保安検査・立入検査等実施状況（令和5年度）

	保安検査	完成検査	輸入検査	立入検査	計
県	7	14	－	12	33
市町	36	69	50	528	683
計	43	83	50	540	716

第13表 液化石油ガス法に基づく保安検査・立入検査等実施状況（令和5年度）

	保安検査	完成検査	立入検査	計
県	11	7	165	183
広島市	0	5	30	35
計	11	12	195	218

(6) 各種講習会の実施状況

高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に基づく関係基準の徹底と自主保安の推進による事故防止対策の徹底を図るため、各種講習会を毎年実施している。令和5年度の実施状況は第14表のとおりである。

第14表 講習会実施状況

対象	日時	場所
液化石油ガス販売店、 保安機関	8月10日	広島県LPガス会館（広島市）
	8月17日	ベイタウン尾道（尾道市）
	8月29日	まなびの館ローズコム（福山市）
	8月31日	県立みよし公園（三次市）
	9月7日	ビューポートくれ（呉市）
製造事業所（冷凍）	10月13日	広島県情報プラザ（広島市）
製造事業所	11月22日	アステールプラザ（広島市）

(7) 高圧ガス事故の発生状況

ア 高圧ガス保安法関係

全国の事故は、令和5年は693件（喪失・盗難29件を除く。）発生しており、依然高止まりの状況が続いている。県内でも同様の傾向にあり、令和5年は10件発生した。

第15表 県内の高圧ガス保安法関係事故発生状況

年		H31	R2	R3	R4	R5
製造事業所	冷凍	4	1	4	11	7
	コンビナート	1	1	0	2	0
	LP・一般	1	3	0	0	2
	小計	6	5	4	13	9
移動		0	0	1	0	0
消費		3	3	2	2	1
その他		1	1	1	0	0
合計		10	10	9	6	10
死亡(名)		0	0	0	0	0
負傷者(名)		2	2	3	1	0

イ 液化石油ガス法関係

令和5年の全国での事故（喪失・盗難を除く）は192件で、令和4年に比べて72件減少した。県内では年間4～12件の間で推移しており、令和5年は7件発生した。

第16表 液化石油ガス法関係事故発生状況

年	H31	R2	R3	R4	R5
件数	4	12	6	9	7
死亡(名)	0	0	0	0	0
負傷者(名)	0	1	0	0	3